

## 「不利益処分」基準等公開票（条例又は規則）

不利益処分名	茶室使用許可の取消し等	
根拠条例等・条項	堺市茶室条例第4条	
所 管 課	文化観光局 歴史遺産活用部 博物館 学芸課	
処 分 基 準	<p>・<b>設 定</b>      • 設定できない      • 基準を公開できない</p> <p>下記のいずれかに該当するときは、茶室等の使用を取り消す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるととき。</li> <li>(2) 茶室等の施設、附属設備その他器具備品等を破損し、又は滅失するおそれがあると認めるととき。</li> <li>(3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)の利益になり、又はなるおそれがあると認めるととき。</li> <li>(4) その他茶室等の管理上支障があり、使用させることが不適当であると認めるとき。</li> <li>(5) 条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</li> <li>(6) 使用の許可に付した条件に違反したとき。</li> </ul>	
聴聞・弁明の機会の付与の区分	<p>聴聞又は弁明の別</p> <hr/> <p>(聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等)</p> <hr/> <p>個別例規により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠例規及び条項</p>	<p>・<b>聴 聞</b>      • 弁 明</p> <p>ただし、行政手続条例第13条第2項第1号に規定する「公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため、前項に規定する意見陳述のための手続きを執ることができないとき」に該当するため、手續を省略する。</p>